

## 第4章 計画の内容

### 基本目標 I

#### 互いを認め合う男女共同参画社会に向けた意識づくり

##### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、本市が取り組むべき最重要課題です。

本市では、男女共同参画意識の醸成のため、広報紙や啓発紙等を活用した啓発や講座・講演会の開催等に努めてきました。

令和2年度に実施した「鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査」(以下、「意識調査」という。)による、「男は仕事」「女は家庭」という固定的性別役割分担意識※1では、「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」(49.9%)、「男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事をしても家庭にいてもよい」(36.1%)であり、これらを合わせた86.0%の方が仕事と家庭において男女平等が望ましいという意識をもっており、平成27年度調査との比較でも約9ポイント高く、固定的性別役割分担意識は解消されてきています。

しかしながら、固定的性別役割分担意識が根強く残っている分野もみられ、男女共同参画意識の向上を図るため、より効果的な啓発に努めるとともに家庭・学校・社会において、男女共同参画についての教育や学習の機会を提供していくことが重要です。

また、次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるように育てていくために、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めることが必要です。

さらに、本市でも外国人就労者の増加や国際結婚など、身近で国際化が進んでいます。国際的な視野での男女共同参画の理解を深め、相互理解のための交流を促進して行かなければなりません。

##### ※1 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

## 施策の方向 1

### 人権を尊重した男女共同参画意識の啓発



- 男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮することができる活力ある持続可能な社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。
- 男女が対等な関係を築くため、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス※2)の存在を認識し、そのような意識を見直すべく、あらゆる世代に対し様々な機会を通じた広報・啓発活動に努めます。
- 多様性(ダイバーシティ※3)の観点を踏まえ、性的マイノリティ※4に関する人権を配慮し、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

#### 成果指標

項目	令和2年度実績	令和8年度目標
人権侵害されていないと感じる割合	74.3%	85.0%
仕事と家庭において男女平等が望ましい意識を持っている割合(※)	86.0%	90.0%

※鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査(令和2年度)

#### 《施策概要》

##### (1)性の多様性への理解を含めた個人を尊重する意識の啓発

No.	事業名	事業内容	推進担当課
1	人権意識啓発の推進	広報紙やチラシ等に人権啓発記事を掲載し、人権意識の啓発に取り組みます。	人権推進課
		人権を呼びかける街頭啓発を実施し、人権尊重の理解を進めます。	人権推進課
2	講演会等による啓発	子どもから高齢者を対象として、身近な人権問題を取り上げた講演事業を実施し、人権意識の啓発に努めます。	人権推進課
3	事業者等への意識啓発	事業所や地域で人権啓発講座等を開催し、人権意識の向上を図ります。	人権推進課
4	新規 性の多様性※5に関する理解の普及啓発	性的マイノリティ等を含め人権に配慮した啓発活動を行います。	人権推進課



人権標語表彰式



人権の花運動

**※2 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)**

誰もが潜在的に持っている思い込みのことをいいます。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくことです。

**※3 多様性(ダイバーシティ)**

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

**※4 性的マイノリティ**

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向が同性や両性(男女両方)に向いている人など、社会的には少数派となることから、性的マイノリティ・性的少数者といいます。

**※5 性の多様性**

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致がある者)、インターセックス(身体上の性別が不明瞭の者)など、生物学的性だけでなく性の自己意識や性的指向による様々な性が存在していることの表現のひとつです。

(2)男女共同参画についての啓発普及活動の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
5	男女共同参画情報誌による意識啓発	男女共同参画誌「かれんと」を発行することにより、時代に即したわかりやすい男女共同参画を伝えます。	人権推進課
6	講演会や講座等による啓発	男女共同参画に関する講演会や講座等を開催します。	人権推進課
7	市民実行委員による啓発活動	市民実行委員による地域学習会等を開催し、地域の啓発活動を推進します。 ・地域懇談会の開催 ・講演会の開催 ・街頭啓発	人権推進課

(3)ジェンダー平等への取組 **新規**

No.	事業名	事業内容	推進担当課
8	<b>新規</b> SDGs への取組の推進	SDGsの目標の 1 つである「ジェンダー <sup>※6</sup> 平等の実現」への取組を推進するとともに、市民・事業者等に向けた普及啓発を図ります。	人権推進課

※6 ジェンダー

生物学的な性別に対する用語として、社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー）」といいます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

この計画のさまざまな場面に関係する **SDGs(持続可能な開発目標)** とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」とは、経済・社会・環境の三側面からの取組により、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、2030年を期限とした17のゴール(意欲目標)と169のターゲット(行動目標)、232の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき**国際社会共通の目標**です。

### ◆ SDGsの17の目標



**目標 1 (貧困)**  
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



**目標 2 (飢餓)**  
飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



**目標 3 (保健)**  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



**目標 4 (教育)**  
すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



**目標 5 (ジェンダー)**  
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



**目標 6 (水・衛生)**  
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



**目標 7 (エネルギー)**  
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



**目標 8 (経済成長と雇用)**  
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



**目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)**  
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



**目標 10 (不平等)**  
国内および各国家間の不平等を是正する。



**目標 11 (持続可能な都市)**  
包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



**目標 12 (持続可能な消費と生産)**  
持続可能な消費生産形態を確保する



**目標 13 (気候変動)**  
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



**目標 14 (海洋資源)**  
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



**目標 15 (陸上資源)**  
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の管理、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



**目標 16 (平和)**  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



**目標 17 (実施手段)**  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 施策の方向 2

### 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実



- 男女平等意識をあらゆる世代に浸透させるため、家庭・学校・社会において、男女共同参画についての教育や学習の機会を提供していくことが重要です。
- 次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるように育ていくため、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう男女平等教育を推進します。

#### 成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
子育てゼミナールの開催回数	中止	2回
子育て交流のつどい参加人数	中止	250人
子育て親育ち講座参加人数	134人	200人
人権教育指導者専門講座参加校の割合	71%	71%

《施策概要》

(1)家庭教育の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
9	男女共同参画の視点に立った家庭教育学級の支援とリーダーの育成	講座や交流会等を開催し、リーダー育成や交流を進め、男女共同参画意識の向上を図ります。 ・家庭教育学級の開催 ・子育てゼミナールの開催 ・子育て交流のつどいの開催 ・子育て親育ち講座の開催	生涯学習課
10	男女共同参画に関する講演会や講座等の開催	【再掲】 男女共同参画に関する講演会や講座等を開催します。	人権推進課

(2)教育課程・教職員研修の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
11	男女共同参画の意識を持った児童・生徒の育成のための教育課程の充実	人権教育の充実を図るため、研修会や講演会等を開催します。	学校教育課
		保健・道徳・特別活動・総合的な学習の時間において、性に関する指導の充実を図ります。	学校教育課
		職業に関する学習において、男女雇用機会均等法 <sup>※7</sup> 等の学習を実施し、キャリア教育 <sup>※8</sup> ・職業教育の充実を図ります。	学校教育課
12	教職員向け人権に関する研修の開催	人権教育指導者専門講座を開催し、人権に対する意識を高め、性差別・女性の人権についての意識を高めます。 ・人権教育指導者専門講座の開催	人権推進課

※7 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

昭和 60（1985）年に勤労婦人福祉法の全面改正法として制定され、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律です。

※8 キャリア教育

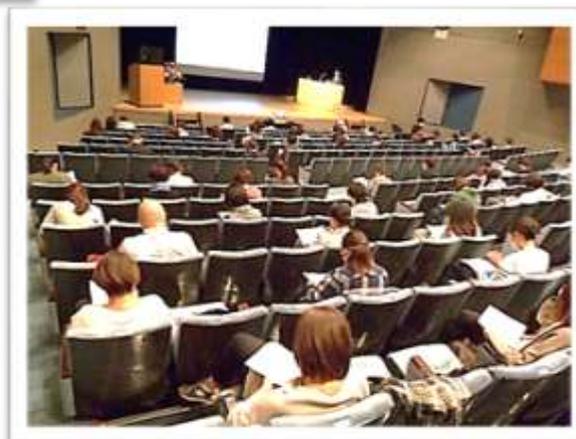
望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のことをいいます。

(3)学習の機会の提供

No.	事業名	事業内容	推進担当課
13	主催講座における人権や男女共同参画の意識の啓発	主催講座において人権や男女共同参画に関する講座を取り入れ、人権意識の啓発に努めます。	生涯学習課
		生涯学習大学講座等における受講男女比の格差解消を図ります。 ・男性向け講座の開催	生涯学習課
14	市民を対象とした人権講演会の開催	【再掲】 子どもから高齢者を対象として、身近な人権問題を取り上げた講演事業を実施し、人権意識の啓発に努めます。	人権推進課
15	事業所や地域での人権啓発講座の開催	【再掲】 事業所や地域で人権啓発講座等を開催し、人権意識の啓発に努めます。	人権推進課



親学習プログラムにて



家庭教育講演会

### 施策の方向3

## 国際的視野に立った男女共同参画の推進



- 国籍、人種、民族、文化の違いを理解・尊重し、外国人住民、日本人住民が同じ市民として、価値観の違いを認め合う国際的視野に立った男女共同参画社会づくりを進めます。

### 成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
国際理解講座参加者数	中止	42人
多文化共生講座参加者数	35人	42人
学生友好訪問団の満足度	中止	90%
中学生海外体験学習派遣参加者の満足度	実施なし	90%

### 〈施策概要〉

#### (1)外国人住民に対する男女共同参画の推進 新規

No.	事業名	事業内容	推進担当課
16	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> 国際的視野に立った 男女共同参画の推進	国籍、人種、民族、文化の違いなどの理解を深め、価値観の違いを認め合える男女平等に関する情報発信に努めます。	人権推進課
17	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> 「やさしい日本語」による 多文化共生の推進	外国人住民に対し男女共同参画の理解を深めるため、誰もがわかりやすい言葉で必要な情報が得られるよう、「やさしい日本語」を利用した情報を提供します。	地域活動 支援課

#### ※9 外国人住民

日本の国籍を有しない者のうち、次に掲げるものであって、市の区域内に住所を有する者をいいます。

(中期的な滞在者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者)

(2)国際理解・交流・協力の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
18	日本人住民と外国人住民との交流事業の支援	国際交流協会と連携し、日本人住民と外国人住民との交流事業等を推進し、互いの理解を深めるとともに生活の質の向上に努めます。 ・国際理解講座 ・多文化共生 <sup>※10</sup> 講座 ・交流イベント等の開催	地域活動支援課
19	国際理解教育の推進	海外の友好都市等との窓口として連携を図り、学習や交流体験の機会を提供します。 ・学生友好訪問団の受け入れ ・中学生海外体験学習派遣	学校教育課



日本語教室



相談窓口

※10 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいいます。